

議案第 7 7 号

大口町道路占用料条例の一部改正について

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例

大口町道路占用料条例（平成３年大口町条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１種電柱の項中「９５０」を「９９０」に改め、同表第１種電話柱の項中「８５０」を「８８０」に改め、同表その他の柱類の項中「８５」を「８８」に改め、同表路上に設ける変圧器の項中「８３０」を「８６０」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「５１０」を「５３０」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「１，７００」を「１，８００」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「７２０」を「７４０」に改め、同表広告塔の項中「２，４００」を「２，２００」に改め、同表その他のもの（法第３２条第１項第１号に掲げる工作物）の項中「１，７００」を「１，８００」に改め、同表ガス管、水管、下水道管その他これらに類するものの部外径が０．０７メートル未満のものの項中「３６」を「３７」に改め、同部外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のものの項中「５１」を「５３」に改め、同部外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のものの項中「７７」を「７９」に改め、同部外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のものの項中「１００」を「１１０」に改め、同部外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のものの項中「１５０」を「１６０」に改め、同部外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のものの項中「２００」を「２１０」に改め、同部外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のものの項中「３６０」を「３７０」に改め、同部外径が０．７メートル以上１．０メートル未満のものの項中「５１０」を「５３０」に改め、同部外径が１．０メートル以上のものの項中「１，０００」を「１，１００」に改め、同表自動運行補助装置の部法第２条第２項第５号に規定する自動運行補助装置による検知の対象として設置する導線その他の線類の款その他のものの項中「１７」を「１８」に改め、同部その他のものの款上空に設けるものの項中「８５０」を「８８０」に改め、同款地下に設けるものの項中「５１０」を「５３０」に改め、同表軌条類の項中「１，７００」を「１，８００」に改め、同表歩廊及び日覆類の項中「１，７００」を「１，

800」に改め、同表上空に設ける通路、その他これに類するものの項中「1, 200」を「1, 100」に改め、同表地下に設ける通路、その他これに類するものの項中「710」を「660」に改め、同表その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）の項中「1, 700」を「1, 800」に改め、同表露店、商品置場の部祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの項中「24」を「22」に改め、同部その他のものの項中「240」を「220」に改め、同表看板（アーチであるものを除く。）の部一時的に設けるものの項中「240」を「220」に改め、同部その他のものの項中「2, 400」を「2, 200」に改め、同表旗ざおの部祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの項中「24」を「22」に改め、同部その他のものの項中「240」を「220」に改め、同表幕の部祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの項中「24」を「22」に改め、同部その他のものの項中「240」を「220」に改め、同表アーチの部車道を横断するものの項中「2, 400」を「2, 200」に改め、同部その他のものの項中「1, 200」を「1, 100」に改め、同表工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場の項中「240」を「220」に改め、同表仮設建築物、仮設店舗の項中「170」を「180」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の占用の許可又は同意を受けた者に係る占用料の額は、この条例による改正前の大口町道路占用料条例の規定にかかわらず、この条例による改正後の大口町道路占用料条例に定める占用料の額とする。

大口町道路占用料条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料
第1種電柱	1本1年 につき	円 990	第1種電柱	1本1年 につき	円 950
第2種電柱	1本1年 につき	1,500	第2種電柱	1本1年 につき	1,500
第3種電柱	1本1年 につき	2,000	第3種電柱	1本1年 につき	2,000
第1種電話柱	1本1年 につき	880	第1種電話柱	1本1年 につき	850
第2種電話柱	1本1年 につき	1,400	第2種電話柱	1本1年 につき	1,400
第3種電話柱	1本1年 につき	1,900	第3種電話柱	1本1年 につき	1,900
その他の柱類	1本1年 につき	88	その他の柱類	1本1年 につき	85
共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	9	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	9
地下電線その他地下に 設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	5	地下電線その他地下に 設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	5
路上に設ける変圧器	1個1年 につき	860	路上に設ける変圧器	1個1年 につき	830
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	530	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	510
変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個1年 につき	1,800	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個1年 につき	1,700
郵便差出箱及び信書便 差出箱	1個1年 につき	740	郵便差出箱及び信書便 差出箱	1個1年 につき	720
広告塔	表示面積 1平方メ ートル1	2,200	広告塔	表示面積 1平方メ ートル1	2,400

新				旧			
		年につき				年につき	
その他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物）		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1, 8 0 0</u>	その他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物）		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1, 7 0 0</u>
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>3 7</u>	ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>3 6</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>5 3</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>5 1</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>7 9</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>7 7</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1 1 0</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1 0 0</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1 6 0</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1 5 0</u>

新					旧						
			外径が 0.3メ ートル以 上0.4 メートル 未満のも の	長さ1メ ートル1 年につき	<u>210</u>				外径が 0.3メ ートル以 上0.4 メートル 未満のも の	長さ1メ ートル1 年につき	<u>200</u>
			外径が 0.4メ ートル以 上0.7 メートル 未満のも の	長さ1メ ートル1 年につき	<u>370</u>				外径が 0.4メ ートル以 上0.7 メートル 未満のも の	長さ1メ ートル1 年につき	<u>360</u>
			外径が 0.7メ ートル以 上1.0 メートル 未満のも の	長さ1メ ートル1 年につき	<u>530</u>				外径が 0.7メ ートル以 上1.0 メートル 未満のも の	長さ1メ ートル1 年につき	<u>510</u>
			外径が 1.0メ ートル以 上のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>1,100</u>				外径が 1.0メ ートル以 上のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>1,000</u>
自動運 行補助 装置	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行補助	地下に 設ける もの	長さ1メ ートル1 年につき	5		自動運 行補助 装置	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行補助	地下に 設ける もの	長さ1メ ートル1 年につき	5	

新					旧				
	装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	長さ１メートル１年につき	<u>1 8</u>		装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	長さ１メートル１年につき	<u>1 7</u>
	道路の構造又は交通の状況を表示する標識柱その他の柱類		１本１年につき	1, 4 0 0		道路の構造又は交通の状況を表示する標識柱その他の柱類		１本１年につき	1, 4 0 0
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 １平方メートル１年につき	<u>8 8 0</u>		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 １平方メートル１年につき	<u>8 5 0</u>
		地下に設けるもの	占用面積 １平方メートル１年につき	<u>5 3 0</u>			地下に設けるもの	占用面積 １平方メートル１年につき	<u>5 1 0</u>
軌条類			占用面積 １平方メートル１年につき	<u>1, 8 0 0</u>	軌条類			占用面積 １平方メートル１年につき	<u>1, 7 0 0</u>
歩廊及び日覆類			占用面積 １平方メートル１年につき	<u>1, 8 0 0</u>	歩廊及び日覆類			占用面積 １平方メートル１年につき	<u>1, 7 0 0</u>
上空に設ける通路、その他これに類するもの			占用面積 １平方メートル１年につき	<u>1, 1 0 0</u>	上空に設ける通路、その他これに類するもの			占用面積 １平方メートル１年につき	<u>1, 2 0 0</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの			占用面積 １平方メートル１年につき	<u>6 6 0</u>	地下に設ける通路、その他これに類するもの			占用面積 １平方メートル１年につき	<u>7 1 0</u>

新				旧			
その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）		占用面積	1, 8 0 0	その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）		占用面積	1, 7 0 0
		1平方メートル1年につき				1平方メートル1年につき	
露店、商品置場	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積	2 2	露店、商品置場	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積	2 4
		1平方メートル1日につき				1平方メートル1日につき	
	その他のもの	占用面積	2 2 0		その他のもの	占用面積	2 4 0
		1平方メートル1月につき				1平方メートル1月につき	
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積	2 2 0	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積	2 4 0
		1平方メートル1月につき				1平方メートル1月につき	
	その他のもの	表示面積	2, 2 0 0		その他のもの	表示面積	2, 4 0 0
		1平方メートル1年につき				1平方メートル1年につき	
標識類		1本1年につき	1, 4 0 0	標識類		1本1年につき	1, 4 0 0
旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	2 2	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	2 4
	その他のもの	1本1月につき	2 2 0		その他のもの	1本1月につき	2 4 0
幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積	2 2	幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積	2 4
		1平方メートル1日につき				1平方メートル1日につき	
	その他のもの	その面積	2 2 0		その他のもの	その面積	2 4 0
		1平方メートル1				1平方メートル1	

新				旧			
		月につき				月につき	
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2, 200</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2, 400</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>1, 100</u>		その他のもの	1基1月につき	<u>1, 200</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
仮設建築物、仮設店舗		占用面積1平方メートル1月につき	<u>180</u>	仮設建築物、仮設店舗		占用面積1平方メートル1月につき	<u>170</u>
備考 1～3 略				備考 1～3 略			

改正要旨

1 改正の目的

愛知県道路占用料条例の一部が改正されたことに伴い、大口町道路占用料条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 占用料の比較（別表関係）

占用物件		単位	占用料（円）	
			新料金	旧料金
第1種電柱		1本1年につき	<u>990</u>	<u>950</u>
第2種電柱		1本1年につき	1,500	1,500
第3種電柱		1本1年につき	2,000	2,000
第1種電話柱		1本1年につき	<u>880</u>	<u>850</u>
第2種電話柱		1本1年につき	1,400	1,400
第3種電話柱		1本1年につき	1,900	1,900
その他の柱類		1本1年につき	<u>88</u>	<u>85</u>
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9	9
地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートル1年につき	5	5
路上に設ける変圧器		1個1年につき	<u>860</u>	<u>830</u>
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>	<u>510</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	<u>1,800</u>	<u>1,700</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	<u>740</u>	<u>720</u>
広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>	<u>2,400</u>
その他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物）		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	<u>1,700</u>
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>	<u>51</u>

	外径が0. 1メートル以上0. 15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>79</u>	<u>77</u>
	外径が0. 15メートル以上0. 2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>110</u>	<u>100</u>
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>160</u>	<u>150</u>
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>210</u>	<u>200</u>
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>370</u>	<u>360</u>
	外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>530</u>	<u>510</u>
	外径が1. 0メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	<u>1, 100</u>	<u>1, 000</u>
自動運行補助装置	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5	5
			長さ1メートル1年につき	<u>18</u>	<u>17</u>
	道路の構造又は交通の状況を表示す		1本1年につき	1, 400	1, 400

る標識柱その他の柱類				
その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>880</u>	<u>850</u>
	地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>	<u>510</u>
軌条類		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	<u>1,700</u>
歩廊及び日覆類		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	<u>1,700</u>
上空に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>660</u>	<u>710</u>
その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	<u>1,700</u>
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>	<u>24</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	<u>240</u>
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	<u>240</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>	<u>2,400</u>
標識類		1本1年につき	1,400	1,400
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>	<u>24</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>	<u>240</u>
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>	<u>24</u>
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	<u>240</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>	<u>2,400</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>

工事用足場、板囲、詰所、 その他工事用材料置場	占用面積 1 平方メ ートル 1 月につき	<u>2 2 0</u>	<u>2 4 0</u>
仮設建築物、仮設店舗	占用面積 1 平方メ ートル 1 月につき	<u>1 8 0</u>	<u>1 7 0</u>

(2) 大口町道路占用料条例の占用料を引用している条例

大口町公共用物の管理に関する条例

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例

大口町下水道条例

(3) 大口町公共用物の管理に関する条例の使用料を引用している条例

大口町使用料徴収条例

大口町都市公園条例

3 施行期日

占用料の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。ただし、施行日前に施行日以後の占用の許可又は同意を受けた者に係る占用料の額は、改正後の占用料の額とします。